

入 札 公 告

松源建設に伴う八反田遺跡発掘調査に係る基準点測量及び地形測量委託業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 100 条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成 20 年制定。以下「要領」という。）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

公益財団法人和歌山県文化財センター理事長 小 野 健 吉

1 条件付き一般競争入札に付する事項

（１）事業年度

令和 8 年度

（２）調達業務の名称

松源建設に伴う八反田遺跡発掘調査に係る基準点測量及び地形測量委託業務

（３）調達業務の内容

仕様書のとおり

（４）調達業務を実施する場所

和歌山県新宮市木ノ川地内

（５）調達業務を委託する部局の名称及び所在地

ア 名称

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局

イ 所在地

和歌山市岩橋 1263 番地の 1

（６）契約期間

契約締結の翌日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

仕様書のとおり

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（１）自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和 5 年和歌山県告示第 1000 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『12 地形調査・測量』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和 8 年 1 月 1 日以降実施分）（平成 23 年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおり

（３）（２）のほか、次に掲げる必要な資格要件、人材資格要件及び業務実施要件は仕様書のとおり。

その他必要な資格要件、人材資格要件及び業務実施要件の取扱いについては、入札説明書のとおり

（４）和歌山県内に本店を有する者であること。

（５）和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和 5 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（６）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に

規定する排除措置を受けている者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局
和歌山市岩橋 1263 番地の 1

(2) 期間

令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 24 日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 の（1）のとおり

(2) 期間

3 の（2）のとおり

- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 16 日（水）までの間において、公益財団法人和歌山県文化財センター事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、要領第 7 条から第 9 条までの規定に基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出（持参し、提出書類について説明すること。）し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続き等については、入札説明書のとおり。

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局
和歌山市岩橋 1263 番地の 1

イ 期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して 2 日（県の休日を除く。）以内の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4 の（3）のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局
和歌山市岩橋 1263 番地の 1

イ 日時

令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 3 時 30 分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

- (1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送により入札する場合には、封筒(封皮に入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示したもの)に密封した入札書及び和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを、書留郵便で令和8年9月24日（木）午後5時00分までに、公益財団法人和歌山県文化財センター事務局へ必着させること。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない公益財団法人和歌山県文化財センター事務局の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうちで、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない公益財団法人和歌山県文化財センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日

時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札候補者は、5の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。

(8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局

イ 所在地

和歌山市岩橋1263番地の1

郵便番号 640-8301

電話番号 073-472-3710

ファクシミリ番号 073-474-2270